

一時保護施設の設備及び運営の基準に関する市民意見募集等の実施結果について

1 趣旨

現在、「一時保護施設の設備及び運営の基準に関する条例」の制定に向けて検討を進めていますが、このたび、条例骨子案についての市民意見募集及び一時保護施設入所経験がある児童へのアンケートを実施しましたので、その結果についてご報告します。

2 市民意見募集

(1) 実施期間

令和6年10月1日から10月31日まで

(2) 周知方法

ア 本市の広報媒体による周知

市ホームページ及び広報よこはま（10月号）への掲載、市公式Xアカウントからの発信

イ 施設等へのリーフレット配架

市役所（市民情報センター）、区役所（広報相談係、こども家庭支援課）、児童相談所、地区センター、コミュニティハウス、放課後キッズクラブ、放課後児童クラブ、児童家庭支援センター、障害者地域活動ホーム、市内中核医療機関等

ウ 関係機関等への周知

市立小中学校、市内保育所・幼稚園、児童養護関係の入所施設、里親フォスタリング機関、里親、地域療育センター、地域子育て支援拠点、民生委員児童委員・主任児童委員等

(3) 実施結果

ア 意見総数

42通、60件

属性		通数	意見数
大人		33	46
こども	小学生	5	7
	中学生	1	2
	その他	3	5
合計		42	60

イ 提出方法

提出方法	通数
電子申請・届出システム（大人向け）	19
電子申請・届出システム（こども向け）	5
郵送（ハガキ）	17
電子メール	1
合計	42

ウ 項目別意見数

項目	意見数
(ア) 一時保護施設に配置する従業者及びその員数	9
(イ) 一時保護施設に係る居室の床面積その他一時保護施設の設備に関する事項	7
(ウ) 一時保護施設の運営に関する事項	32
(エ) その他	12
合計	60

エ いただいた主なご意見【大人】

(ア) 一時保護施設に配置する従業者及びその員数
<ul style="list-style-type: none">○こどもの不安や緊張感は想像以上であり、手厚い職員配置をしてほしい。○眠れないこどもへの対応など、夜間体制の充実をしてほしい。○男性職員、女性職員の比率を同じにしてほしい。
(イ) 一時保護施設に係る居室の床面積その他一時保護施設の設備に関する事項
<ul style="list-style-type: none">○居室や居場所を、年齢で分けるだけでなく、こどもの特性に応じて柔軟に対応できると良い。○児童相談所の職員による性被害の報道も目にするため、プライバシーに配慮しつつ監視カメラの設置を検討してほしい。
(ウ) 一時保護施設の運営に関する事項
<ul style="list-style-type: none">○児童相談所での生活は、こどもの意思と人権を大切にしてほしい。○こどもの人権を最大限に尊重し、こどもの心のケアをする場所として一時保護施設が運用されるように条例を定めてほしい。○安全確保が第一だが、できる限り集団行動や特殊なルールを減らし、家庭に近い環境にしてほしい。○被措置児虐待の防止のための職員研修には、性教育の観点も取り入れてほしい。○一時保護中のこどもと所属していた学校等の機関との途切れないつながりづくりを望む。
(エ) その他
<ul style="list-style-type: none">○児童相談所での対応は、厳密に18歳未満と決めないで、状況によっては18歳以上でも柔軟に受け入れられる体制をとってほしい。○一時保護施設に入所した後のことが分からない未成年には、自分から相談に行く壁が高い。一時保護後のサポートを手厚くすることは、一時保護施設への安心感を高めるきっかけになると感じる。○親自身が抱えている問題を解決することも重要だ。

オ いただいた主なご意見【こども】

<ul style="list-style-type: none">○大人の人数が足りないと思う。○職員数を確保し、職員が複数で対応すれば、稀に起こる職員による犯罪も防げると思う。老若男女の職員がいることで手厚い支援ができるのではないか。○年齢に関係なく、自分で一人部屋か、複数人部屋か決められると良い。○たまには好きな時間に好きなことしたり寝たり起きたり、1日自由な日がほしい。○一時保護された理由を説明するのはいいことだと思う。○塾のように学習支援もできると、こどもの安心や自己肯定感の向上につながると思う。

3 一時保護施設入所経験がある児童へのアンケート

(1) 実施期間

令和6年7月中旬から10月31日まで

(2) 対象

就学児童で、過去3年以内に一時保護経験があり、現在、児童養護施設・児童自立支援施設・児童心理治療施設・自立援助ホーム・里親（ファミリーホーム含む）等のもとで生活している児童（約200名）

(3) 実施方法

児童相談所職員が趣旨を説明し、児童がアンケートに回答（アンケート用紙又は電子申請）

(4) アンケート内容

一時保護施設で「よかったこと」「嫌だったこと」等について、選択方式で回答

(5) 実施結果

ア 回答総数

61通（アンケート用紙60通、電子申請1通）

イ 主な回答

「よかったこと」として回答の多かったもの

- 本を読んだり、ゲームやおもちゃで遊べたこと。
- 一緒にいる子どもたちと遊んだり、話げできたこと。
- 自由に過ごせたり、一人になれる時間があったこと。
- 早寝、早起きなどの生活のリズムを整えることができたこと。
- 職員の人たちと話げできたこと、自分の意見や希望を聞いてくれる大人がいたこと。

「嫌だったこと」として回答の多かったもの

- 一時保護所の外に出られることが少なかったこと。
- 自分の通っていた学校に行けなかったこと。
- 私物を使えなかったこと。
- 友だちと会ったり、連絡をとったりできなかったこと。
- グラウンド・広場や体育館、リビングなどで過ごせる時間が決められていたこと。

4 今後のスケジュール

令和7年2～3月 令和7年第1回市会定例会に条例案を上程、条例施行予定

【参考】条例骨子案について

令和6年4月、児童福祉法改正（令和4年6月成立、令和6年4月施行）を受けて、児童相談所に設置する一時保護施設（一時保護所）の設備及び運営に関する基準（内閣府令）が新たに制定されました。本市においても国の基準を踏まえるとともに、一部独自の内容を加え、条例を制定します。

1 国基準の内容

一時保護施設の設備及び運営の基準では、以下の項目を規定しています。

- ① 一時保護施設に配置する従業者及びその員数
- ② 一時保護施設に係る居室の床面積その他一時保護施設の設備に関する事項
- ③ 一時保護施設の運営に関する事項

① 一時保護施設に配置する従業者及びその員数	■職員 ■夜間の職員配置 ■管理者等 ■職員の資格
② 一時保護施設に係る居室の床面積その他一時保護施設の設備に関する事項	■設備の基準
③ 一時保護施設の運営に関する事項	■非常災害対策・安全計画の策定等 ■児童の権利擁護等 ■職員の知識及び技能の向上等 ■衛生管理・食事等 ■生活支援、教育及び親子関係再構築支援等 ■その他

2 本市独自に追加する内容

本市においては、国の基準に加えて、本市の一時保護施設の設備及び運営の状況を踏まえて、次の2項目において独自の内容を規定します。

(1) 職員の知識及び技能の向上等	■本市が一時保護施設職員に対して行う研修の内容に、 <u>被措置児童等虐待の防止を追加</u>
(2) 生活支援、教育及び親子関係再構築支援等	■一時保護児童の <u>教育に係る項目を独立して規定</u> ■一時保護施設が一時保護児童に対して行う支援に、 <u>児童の進学に関する支援を追加</u>